

川島町都市計画マスタープラン（案）に対するご意見とその回答

【実施期間】 2022年 1月17日 ~ 2月15日

【提出人数】 5名

No.	該当箇所	ご意見（要旨）	町からの回答
1	pp.5-6	新聞・ラジオ・テレビ・雑誌などで取り上げられる内容のため、省いても良いのではないか。	当該項目は「近年の社会経済情勢の変化」として川島町に限らない全国的な社会経済情勢について述べています。本計画の性格やまちづくりの課題を検討する上で必要と考えられるため、原案のとおりとします。
2	pp.7-36 pp.54-66	よくまとまっている。計画のメインの1つにしても良い。	将来像実現に向けて、関係各位のご協力をいただきながら取り組みます。
3	pp.37-42 p.67	将来を見つめた計画のため未定なものもあるが、一つ一つ実現できることを願う。	
4	pp.33-53	「推進」という言葉が多く出ているが、今後の課題・未定がはっきり見えていないのではないか。	
5	pp.69-72	業界用語などは、聞いたことないもの・新しく知ったもの・あまり興味ないものなど、多くの言葉があった。 今後、個人的には川島町を外から見守りたいと思う。	専門用語には用語解説をつけるなど、伝わりやすい文章となるように調整します。 今後も町政へのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。
6	p.56,60,64	「自動車交通処理機能」という言葉は交通規制の用語にも使われることから、本計画では表記を変えて分かりやすくしたらどうか。	ご意見を踏まえ、「広域幹線道路である圏央道～」に修正します。
7	p.64	「荒川太郎右衛門地区」の後に「自然再生事業地区」の記載が必要ではないか。	「荒川太郎右衛門地区自然再生事業自然再生全体構想」に基づき、「太郎右衛門自然再生地」に修正します。
8	p.66	桶川市のマスタープランでは郊外道路として川田谷地区に樋詰橋を抜ける市道の記載がある。同様に樋詰橋に抜ける道路を記載できないか。	樋詰橋は、隣接市との連絡橋として機能していると認識しています。ご意見を踏まえて、樋詰橋に抜ける道路を示すように、東部地域のまちづくり構想図を修正します。
9	全体	各章「序-1」「2-1」等の頭「●-」は入れなくても良いのではないか。	ご意見のとおり修正します。
10	全体	全体的に少し文章が難しい。	専門用語には用語解説をつけるなど、伝わりやすい文章となるように調整します。
11	全体	章立てが多すぎて分かりにくい。2・3章、4・5章はそれぞれまとめて全体に流れた方が分かりやすいのではないか。	各章の記載内容を明確に区別するため、原案のとおりとします。理解しやすい計画書となるよう、今後のデザイン作成の段階において調整します。
12	p.58,62,66	地域別構想の図は、地域をきっちり表し、他の部分は消すか薄書きが良い。	周辺状況や関係性を表現する目的で薄書きとしているため、原案のとおりとします。
13	全体	全体に郊外型商業施設の考察が書かれていないように感じる。書いた方が現実合っていると思う。	pp.59-62「6-3 西部地域のまちづくり構想」において、大規模商業施設に関する記載をしているため、原案のとおりとします。
14	p.3	表が複雑で分かりにくいいため、「県が定める都市計画」の部分は削除しても良いのではないか。	本計画は埼玉県が定める都市計画に即して定めています。計画相互の関係性を表現するために記載が必要と考えるため、原案のとおりとします。
15	p.4	目次と同じ内容となるため不要。	各項目の役割や関係性等が理解しやすいように記載しているため、原案のとおりとします。趣旨が伝わりやすくなるよう、今後のデザイン作成の段階において調整します。

16	p.5	(2)では「コンパクトシティ」が強調されているが、第3章(1)では市街地はすでにコンパクトにまとまっているとしているため、違和感がある。コンパクトシティを掲げながら、公共交通だけでなくITや共生・連携などの言葉を加えたらどうか。また、後段では市街化区域の拡大も予定されていますが、「コンパクトシティ」に逆行するのではないか。	第1章は「近年の社会経済情勢の変化」として川島町に限らない全国的な社会情勢について、第2章は川島町について述べています。本町の都市構造は、現在、市街地がコンパクトにまとまっていますが、今後も住宅地の無秩序な拡大を抑止していく考えです。当該項目では、基本となる土地利用面からのコンパクト化と、交通面からの公共交通ネットワークの形成を基本的な考え方として示していますが、その実現に向けては、ご意見のとおりITなども重視していく考えです。なお、「コンパクトシティ」を「コンパクト・プラス・ネットワーク」に修正します。また、市街化区域の拡大については、高まる企業立地ニーズに対応する産業基盤整備を想定しており、住居系土地利用は現在の規模を維持しつつ、産業系土地利用は農林漁業との調和を図りながら進めてまいります。そのため、原案のとおりとします。
17	p.6	(5)の文章が難しい。また、「空間づくり」という言葉は壮大で具体的なイメージが分かりにくいことから、平易な言葉が良いと思う。	「スローライフ」「ロハス」などの聞きなれない言葉には、用語解説をつけておりますので、巻末の資料をご確認ください。「空間づくり」という言葉については、本章は全国的な社会経済情勢を述べた項目であり、本町としての具体的な取組を示す部分ではないことから、あえて広義の言葉を使って表現しています。
18	p.21	(2)バス・交通サービスの図について、町の境のバス停から最寄り駅までの時間を入れたらどうか。町内に鉄道駅はないが、周辺には駅がたくさんあり、距離も意外と近い。	「至〇〇駅(〇〇市)」を追記します。所要時間の表記については、煩雑になること、交通状況などが影響し明記が難しいため、原案のとおりとします。
19	pp.29-30	ハザードマップの地図が殆ど読めないため、工夫が必要。地域別構想のところに分けて掲載する方法もあると思う。	ご意見を踏まえて、洪水ハザードについては最大浸水深の想定を、地震ハザードについては震度の想定を示す地図に修正します。
20	pp.31-32	「表 調査概要・回収結果」の中で、時期や配布・回収方法など細かく書きすぎている箇所がある。カッコ書きとしている部分は不要ではないか。また、結果グラフの項目数が多く見にくいいため、多いもから順で並べ替える等の工夫が必要。	ご意見を踏まえて、概要欄の記載内容を修正します。結果グラフについては、ご意見のとおり修正します。
21	pp.33-36	■の項目が多すぎて認識しにくい。通し番号をつけて整理した方が良い。	理解しやすい計画書となるよう、今後のデザイン作成の段階において調整します。
22	p.37	「(1)総合振興計画が示す「まちの姿」」は、「基本理念」としてもっと前の章に移動した方が良いと思う。	「(2)都市計画分野における将来都市像」に繋がる内容であり、「町総合振興計画の基本理念」として第4章(1)における記載が適切と考えるため、原案のとおりとします。
23	p.63	「(1)土地利用と市街地整備」で、1つめの■に記載のある「農地」について、もう少し考察を追加した方が良い。(大部分を占める農地を何のために保全するのかといった部分)	ご意見を踏まえて、文末に「特に、地域の大部分を占めている農地については、食糧生産や環境保全など多様な機能を果たしていることから、保全を図ります。」を追記します。
24	目次	目次のタイトルを次のように修正すべきではないか。 「第4章 都市の将来像」→「第4章 まちの将来像」 「4-1 将来都市像」→「4-1 将来像」 「4-3 将来都市構造」→「4-3 将来構造」	本計画は、市街地のみならず集落地・農地・樹林地などを含んだ「都市」全体のあり方を示す「都市計画に関する基本方針」であることから、原案のとおりとします。
25	p.2	「序-3 川島町における都市計画マスタープランと改定の背景」で、新型コロナウイルスによる影響についても記載すべきではないか。	当該項目は計画改定の主な都市計画的な背景を整理すべきと考えているため、原案のとおりとします。しかし、新型コロナウイルスの影響は重要な対応課題であると認識しており、p.53の「⑤新しい生活様式への対応」において記載しています。

26	p.2	「序-3 川島町における都市計画マスタープランと改定の背景」で、圏央道の開通やインターチェンジの建設により生活環境への影響が見られること、緑豊かなまちづくりを進めることを記載すべきではないか。	川島インターチェンジ周辺の土地利用転換にあたり、周辺環境に配慮しつつまちづくりを進めることは、重要な課題であると認識しています。これらのことは、p.43以降の「第5章 まちづくりの基本方針」-「5-1 土地利用と市街地整備の方針」や「5-3 水と緑のまちづくりの方針」などに記述しています。当該項目では「改定の背景」を簡潔に記述することが適切と考えるため、原案のとおりとします。
27	p.6	「(5) 住民ニーズの更なる多様化と高度化」で、新型コロナウイルス感染症の拡大が、「スローライフ」等の生活スタイルへの転換を後押ししていることを記載すべきではないか。	ご意見のような関連性も考えられますが、当該項目では、都市計画やまちづくりの基本方針を検討する上で特に取り上げられることが多い「脱大都市」を強調して記述する考えのため、原案のとおりとします。
28	p.33	「川島インターチェンジ周辺における産業基盤の拡大」で、川島インターチェンジ周辺の開発に伴い大型車の騒音問題や景観の悪化などが生じていることを記載すべきではないか。	騒音問題については、大型車の通行に起因するものと考えられるため、p.34「(2) 道路・交通体系」の1項目目で、「～欠かせない存在です。また、大型車などの通行による周辺住環境への影響を軽減する観点からも、広域幹線道路の機能を～」に修正します。 景観の悪化については、p.35「(4) 景観まちづくり」の2項目目の1段落目末尾に、「また、新たな産業基盤整備にあたっては、周辺環境と調和した景観形成が求められています。」を追記します。
29	p.34	「生活道路ネットワークの改善」で、「円滑な道路ネットワークの形成」に加えて「計画的な生活道路の整備」についても記載すべきではないか。	この部分は、課題として「円滑な道路ネットワークの形成」を示しています。課題に対する取組（生活道路の整備）としては、p.46の「5-2 道路・交通体系の整備の方針」において述べているため、原案のとおりとします。
30	p.34	「豊かな田園空間の保全」で、「農業の振興・活性化」も課題であることを記載すべきではないか。	「農業の振興・活性化」は、農業の分野における課題として認識しており、本計画に関連する都市計画分野の課題としては「田園空間の保全」であると考えているため、原案のとおりとします。なお、田園空間の保全に努めることで、結果として農業の振興・活性化にもつながると考えています。
31	p.34	「うるおいある水辺空間の保全と活用」で、農業用排水路の老朽化への対策についても記載すべきではないか。	ご意見を踏まえて、文末に「一方で、農業用排水路などの農業関連施設の老朽化への対応も課題となっています。」を追加します。
32	p.35	「田園・水辺景観の保全」で、ふるさと計画を形成している「豊かな緑」の追記と、「開発と保全の両立」が課題であることを記載すべきではないか。	ご意見を踏まえて、「～池沼などにより、豊かな緑とうるおいの感じられる～」に修正します。 「開発と保全の両立」については、「保全」という表現に趣旨が含まれていると考えているため、原案のとおりとします。
33	p.35	「公共公益施設の維持・適正配置」で、「都市のマネジメントを推進するため」は「地域のマネジメントを推進するため」と修正すべきではないか。	川島町全体を「都市」として捉えているため、原案の表現としています。また、本計画において「地域」は、「地域別構想」の策定単位となっています。
34	p.37	「第4章 都市の将来像」は「まちの将来像」に、「4-1 将来都市像」は「4-1 将来像」に修正すべきではないか。	本計画は、市街地のみならず集落地・農地・樹林地などを含んだ「都市」全体のあり方を示す「都市計画に関わる基本的な方針」であることから、原案のとおりとします。
35	p.38	「(2) 都市計画分野における将来都市像」は「都市計画分野における将来像」に、「本計画における将来都市像」は「本計画における将来像」に修正すべきではないか。	
36	p.38	「将来都市像」の「ここが好き 未来につなぐかがやく都市 かわしま」は「このふるさとが好き 未来につなぐ緑かがやくまち かわしま」に修正すべきではないか。	本計画は、町総合振興計画に即して定めるものとされています。「ここが好き」は、町総合振興計画（基本構想）との関連性がイメージできるように、原案のとおりとします。また、「かがやく」は、「緑」にとどまらず多様な分野において「かがやく」という意味を込めているため、原案のとおりとします。
37	p.38	「将来のまちの姿」で、「農村集落の生活環境が整備されていること」も記載すべきではないか。	ご意見を踏まえて、「住宅市街地や集落地がコンパクトにまとまり、地域にふさわしい住環境が守り育てられているとともに、日常生活や子育ての利便性も向上しています。」に修正します。「農村集落の生活環境」は、「地域にふさわしい住環境」において表現するものとしてします。
38	p.38	3項目目で、「公共交通ネットワークも整備され」を「バスの安定運行」の後に記載すべきではないか。	「公共交通ネットワーク」については、次項の「コンパクト・プラス・ネットワーク」に関する項目で述べているため、原案のとおりとします。

39	p.38	4項目目で、「産業・医療」に加えて「福祉」も含めてはどうか。「ごみの減量やりサイクルなどの再資源化」についても記載してはどうか。	ご意見を踏まえて、「医療・福祉・産業などのサービス」に修正します。当該項目は「コンパクト・プラス・ネットワーク」について述べているため、原案のとおりとします。なお、ごみやりサイクルに関する方針は、「環境基本計画」並びに「一般廃棄物処理基本計画」においてその方針を述べています。
40	p.38	「農業の振興・活性化による各種農作物の生産維持など」についても記載してはどうか。	農業の振興は重要な課題と認識していますが、農業生産の直接的な支援は都市計画分野の課題としては馴染まないものとするため、原案のとおりとします。
41	p.38	5項目目で、「環境保全との両立を図りながら進めること」を記載してはどうか。	都市的土地利用への転換にあたり、環境保全に留意しつつ進めることは都市計画の基本であり、「秩序」などの表現を用いて各所に記載しています。ご意見の趣旨を含めた内容は、「将来のまちの姿」の1項目目に述べているため、原案のとおりとします。
42	p.38	7項目目で、「防災・減災対策の積極的な取組が図られることにより、予期せぬ自然災害にも対応できる体制が整備されること」についても記載すべきではないか。当該項目は、次項と順序を入れ替えてはどうか。	ご意見の内容は「防災・減災対策」に含まれると考えるため、原案のとおりとします。なお、ご意見を踏まえて、順序を入れ替えます。
43	p.38	6項目目で、様々な取組の結果として、人口減少が緩やかなものとなるという点を強調してはどうか。	ご意見を踏まえて、「これらのまちづくりの展開により、少子高齢化の進行をゆるやかにし、人口の減少幅を最小限に抑え、「小さくとも魅力的でかがやく都市」として持続的な発展を続けています。」に修正します。
44	p.39	「4-2 将来人口フレーム」で、自然減と社会減について記載してはどうか。	ご意見を踏まえて、3段落目に「人口の減少は、自然減と社会減によってもたらされますが、都市の～」を追記します。
45	p.40	「将来都市構造」は「将来構造」に、「都市づくり」は「まちづくり」に修正すべきではないか。	本計画は、市街地のみならず集落地・農地・樹林地などを含んだ「都市」全体のあり方を示す「都市計画に関わる基本的な方針」であることから、原案のとおりとします。
46	p.40	「①公共・公益拠点」で「公共公益施設の集約を推進し」とあるが、町役場周辺へのさらなる集積は好ましくないと考える。	「川島町公共施設等総合管理計画」などに基づき集約を図る考えのため、原案のとおりとします。
47	p.40	「②川島インターチェンジ周辺産業拠点」の開発にあたって「環境保全との両立を図りながら推進すること」を記載すべきではないか。	都市的土地利用への転換にあたり、環境保全に留意しつつ進めることは都市計画の基本であり、「秩序」などの表現を用いて各所に記載しています。また、本項目では、拠点・地域の特徴を捉えた特記すべき内容を優先して記載するため、原案のとおりとします。
48	p.44	「④川島インターチェンジ（重点）開発地域」で、「環境保全との両立を図ること」を記載すべきではないか。	
49	p.44	「⑦農業系地域」の「農地面積の減少や耕作放棄地の増加を最小限にとどめ、自然環境の保全を図ります。」は、「農地面積の減少や耕作放棄地の増加を最小限にとどめ、営農環境の向上と田園風景の維持を図ります。」に修正すべきではないか。	「営農環境の向上」は、農業の分野における課題として認識しており、本計画に関連する都市計画分野の課題としては「自然環境の保全」であると考えています。そのため、ご意見を踏まえて、「農地面積の減少や耕作放棄地の増加を最小限にとどめ、自然環境や田園風景の保全を図ります。」に修正します。
50	p.48	「①公園・緑地など」で、「価値の高い緑地については保全に努めます。」とあるが、価値の判断は難しいため、「緑地の保全に努めます。」に修正すべきではないか。	ご意見のとおり修正します。
51	p.50	「（1）基本的考え方」で、2段落目の「秩序ある景観の創出を目指します。」は「環境保全との両立を図りながら、景観の維持・保全を目指します。」に修正すべきではないか。	具体的な景観の維持・保全に関する内容は、「（2）施策推進の方針-②市街地における計画づくり」で述べており、当該項目では基本的な考え方として「秩序ある計画の創出」としてあります。そのため、原案のとおりとします。
52	p.50	「①水と緑の景観」で、「田園からなる農地や樹林地」は「一面に広がる農地や樹林地」に修正すべきではないか。	ご意見のとおり修正します。
53	p.50	「②市街地における景観づくり」で、「環境保全との両立」、「景観の保全」を記載すべきではないか。	「周辺環境と調和した景観形成」にご意見の趣旨が含まれていると考えるため、原案のとおりとします。
54	p.50	「③歴史的・文化的資源」で、2段落目を「ふるさとの歴史や文化を今に伝える廣徳寺の大御堂をはじめとする神社仏閣、遠山記念館の邸宅などについては、歴史的・文化的な景観資源としても位置付け、その保全・活用を図ります。」に修正すべきではないか。	「本町の歴史や文化を今に伝える廣徳寺の大御堂をはじめとする神社仏閣、遠山記念館の邸宅などについては、歴史的・文化的な景観資源として保全・活用を図ります。」に修正します。

55	p.51	「(1) 基本的考え方」で、「地域住民の意向を踏まえながら適正配置と維持管理を目指す」ということを記載すべきではないか。	当該事項に限らず地域住民の皆さんの意向を踏まえながら施策・事業を進める考えのため、原案のとおりとします。
56	p.51	「①公共・公益施設の適正管理と再配置」で、「行政サービス機能の集約を図り」とあるが、町役場周辺へのさらなる集積は好ましくないとする。	「川島町公共施設等総合管理計画」などに基づき集約を図る考えのため、原案のとおりとします。
57	p.51	「③上・下水道施設、ごみ処理施設など」で、「ごみ処理の広域化や民間活力の活用などを踏まえ、」とあるが、「ごみ処理の広域化や民間活力の活用などの検討を踏まえ、」に修正すべきではないか。	ご意見踏まえて、「ごみ処理の広域化や民間活力活用の可能性などを総合的に踏まえて、～」に修正します。
58	p.60	「(1) 土地利用と市街地整備」で、2項目目は、「景観の保全と良好な市街地を形成する観点から、地区計画の策定を推進します。」に修正すべきではないか。	ご意見の「景観の保全」については、前述の「秩序ある都市的土地利用」にその趣旨を踏まえていると考えているため、原案のとおりとします。
59	p.61	「(4) ふるさと景観の保全・形成」で、2項目目は、「環境保全との両立を図り」も記載すべきではないか。	都市的土地利用への転換にあたり、環境保全に留意しつつ進めることは都市計画の基本と考えています。また、後述の「周辺環境との調和」にその趣旨が含まれているため、原案のとおりとします。
60	p.63	「東部地域の将来像」で、3項目目は、「集落地においては、閑静な住環境が維持されています。」を「集落地においては、閑静で自然豊かな住環境が形成されています。」に修正すべきではないか。	ご意見を踏まえて、「集落地においては、豊かな自然に恵まれた閑静な住環境を保全します。」
61	p.64	「(4) ふるさと景観の保全・形成」で、1項目目は、「田園からなる農地や樹林地」を「一面に広がる農地や樹林地」が良いのではないか。	ご意見のとおり修正します。
62	p.67	「(2) 町民主体のまちづくりの支援」で、「女性の積極的な参画を得ながら」を記載すべきではないか。	町内在住のすべての方を「町民」と表現しているため、原案のとおりとします。
63	p.67	「(1) 各主体間の連携強化」で、「将来都市像」は「将来像」に修正すべきではないか。	本計画は、市街地のみならず集落地・農地・樹林地などを含んだ「都市」全体のあり方を示す「都市計画に関わる基本的な方針」であることから、原案のとおりとします。
64	p.67	「(4) まちづくり学習の推進」で、「ふるさとの文化や歴史を気軽に学べる場」も記載すべきではないか。	ご意見を踏まえて、「学校教育の場でのまちづくり学習をはじめ、開発事業・環境保全活動・町の文化や歴史などについて学ぶ勉強会の開催などを推進します。」に修正します。
65	p.5	地球温暖化に伴う気候変動と人間活動との間に因果関係があることを踏まえた記述とすべきである。	因果関係については諸説あることから、「気候変動、地球温暖化など、自然や生態系を脅かす地球規模の環境問題」に修正します。
66	p.9,11	H2の町の人口が両ページで異なっている。	共に統計データ（国勢調査）の結果を用いているため、原案のとおりとします。
67	pp.16-19	「2-3 土地利用・市街地整備」の中の項目の順序は、用途地域→市街地開発事業→地区計画の後に、空家数・空家率、地価動向が来る方が分かり易いのではないか。	ご意見のとおり修正します。
68	p.15	項目名称を「(2)用途地域」から「(2)用途地域・準防火地域」とするべきではないか。各用途地域・準防火地域の説明を行ったうえで、準防火地域についても図面で表現するのが良い。 用途地域が指定されている範囲が町の一部であるため、拡大図で表現してはどうか。 用途地域の掲載は、低層系地域からの順序とすべきである。	当該項目を「(2)用途地域・準防火地域」に修正し、指定状況を図面に追記します。 用途地域の指定範囲を拡大して表現します。 用途地域の掲載順序については、ご意見のとおり修正します。
69	p.16	「(3)空家数・空家率」は県の数値か町の数値か。	当該数値は、総務省が5年ごとに実施している「住宅・土地統計調査」の結果を用いており、本町における値を示しています。町内の値である旨を追記します。
70	p.17	地価の平均値が記載されているが、どこの値なのか。本町の値であれば、平均を出すよりも、代表的な地点（市街化区域 住宅地・工業地、市街化調整区域の既存集落）で示すのが良い。	当該数値は、県が毎年実施している地価調査の結果を用いており、本町における平均値を示しています。 また、ご意見を踏まえて、平均値ではなく公表されている値に修正します。

71	p.18	説明文章は、事業実施の年代順とするのがわかりやすいのではないかと。 表の順序は、個人施行・組合施行の順とするのが良い。 都市計画法による市街化調整区域における立地基準の緩和（11号の既存集落で緩和・12号の既存集落・12号の産業系・商業系誘導）についての説明を入れてはどうか。また、図面及び表に産業系12号の3地区の名称も入れてはどうか。	説明文章は、ご意見を踏まえて年代順に修正します。 表の順序は、原案のとおりとし、施行者を記載します。 都市計画法第34条第11号・12号区域については、下記のとおり修正し、名称などを図および表で整理します。 「市街化調整区域には、分譲住宅や長屋（アパート）の立地を許容する都市計画法第34条第11号区域や、分家住宅※の立地を許容する都市計画法第34条第12号区域を指定しています。また、都市計画法第34条第12号区域には、工業施設（製造業）や商業施設の立地基準を許容している地区もあります。」
72	p.19	表の地区名の後に、区域区分を入れてはどうか。市街化調整区域の地区計画を定めているのは全国的に少なく、本町の取組みとして重要であることを示したい。	ご意見のとおり修正します。
73	p.20	図面で県道を主要地方道と一般県道に分けて表示してはどうか。 町道の名称も記載すべきではないか。 都市計画道路の一覧表（整備率を含む）を掲載するのが望ましい。	県道種別の細分化は、図面が煩雑になり見にくくなることから、現在の表記のとおりとします。 町道の名称、都市計画道路の一覧表については、ご意見のとおり追記します。
74	p.21	図面で、バス路線の廃止が決定された八幡-町役場の路線は外すべきである。	本計画の策定最終段階において、最新の情報に更新します。
75	p.27	p.57に飯島雨水幹線の記載があり、この部分でも雨水排水の現状に関する文章と図面が必要ではないか。 下水道の普及率50%は何の割合か不明である。下水道整備計画区域に対する整備割合、整備された区域内での下水道普及率の説明が必要ではないか。普及率50%であれば低い値であり、県平均との比較によりその評価が必要である。 図面で、下水道（汚水）計画区域と整備済区域、飯島幹線の表示を追加すべきである。	下水道（雨水）に関する文章を追記します。 下水道（汚水）の普及率は、人口に対する割合となっています。算出根拠について追記します。 県平均との比較については、県平均値は都市部や農村部など県内のあらゆる場所が含まれており、参考値として適さないと考えます。 下水道の整備区域（雨水・汚水）の図面を追加します。
76	p.28	公共・公益施設の一覧表を掲載するのが良い。	当該項目は、公共公益施設の分布状況の整理を目的としています。一覧表を追加した場合、記号が多くなり図が煩雑になるため、原案のとおりとします。
77	p.29	氾濫シュミレーションの条件は、「本町を流れる河川が決壊・氾濫した場合」→「荒川流域の3日間総雨量632mm、入間川流域の3日間総雨量740mmがあった場合」であり正確に記載すべきである。	洪水ハザードマップは適宜更新をしているものであり、本計画に掲載した情報がその時の最新情報となるとは限らないことから、本計画には参考資料として掲載しています。詳しくは最新の「ハザードマップ・ガイドブック」を参照いただくこととし、町ホームページからもダウンロードが可能であることを注意書きで追記します。
78	p.42	「水と緑の軸」に位置付ける対象河川を具体的に記載するのが良い。 →町内を流れる安藤川・横塚川及び町を縁取る荒川、市野川、入間川、越辺川、都幾川を「水と緑の軸」に位置づけます。	文章が煩雑になるのを防ぐため、また、将来都市構造の図中に河川名を記載していることから、原案のとおりとします。
79	p.44	「④川島インターチェンジ周辺（重点）開発地域」は「④川島インターチェンジ周辺・国道254号沿道開発地域」が良いのではないかと。	第6次川島町総合振興計画における土地利用構想との整合を図るため、原案のとおりとします。
80	p.44	土地利用区分の順序は、住居系を先にし農業系地域を後にしてはどうか。	
81	p.46	「道路体系」において、緊急輸送道路に関する記述を追加してはどうか。	緊急輸送道路に関しては、p.52「5-6 安全・安心のまちづくり」の「②震災対策」において記述しています。なお、緊急輸送道路の指定状況は、p.20「2-4 道路・交通体系」において示すこととします。
82	p.47	図面で、第2次緊急輸送道路（黄緑色線）の天神橋付近が抜けている。 廃止が決定されたバス路線は削除すべきである。 緊急輸送道路の種別の説明が必要である。	緊急輸送道路については、不足箇所を修正します。また、記載項目をp.20「2-4 道路・交通体系」とし、種別の説明を追記します。 バス路線については、本計画の策定最終段階において、最新の情報に更新します。
83	p.50	6行目の寺社仏閣は神社仏閣が正しい。	ご意見のとおり修正します。

84	p.51	p.27に下水道の普及率50%とあり、これを向上させる方針の記載が必要ではないか。	事業計画面積に対する整備率は100%であるため、原案のとおりとします。
85	p.52	本町には県の中央防災基地があることから記載してはどうか。	ご意見を踏まえ修正します。
86	p.55	他で「川島インターチェンジ北側地区」とあるのがこのページは「川島インター産業団地」となっており語句の統一を行うべきである。 八幡団地の開発を「昭和後期」から「昭和50年代」に修正するのが良い。	「西部北地域の現況」の「市街地整備」で、地区計画を指定した区域の名称は、p.19「(6)地区計画」で述べている名称に修正します。 八幡住宅団地に関する記述は、ご意見のとおり修正します。
87	p.57	地域北部に農業系地域(市街地調整区域)は無いため削除するべきである。 「吹塚浄水場」「飯島雨水幹線」は、p.27に示してはどうか。	ご意見のとおり修正します。
88	pp.56-57	「八幡住宅団地の再生」という表記は、団地そのものの建替えが連想される。再生に向けた取組には各種法規制が関わってくることから、以下のように修正してはどうか。 ・「(1)土地利用と市街地整備」について 「計画的に開発された～、引き続き保全します。」→「～、引き続き保全するとともに、社会情勢や住民ニーズの変化への対応により検討します。」 ・「(6)安全・安心のまちづくり」について 「八幡住宅団地の再生や中山地区における」の「再生」は不要である。	P.56「(1)土地利用と市街地整備」については、「計画的に開発された八幡住宅団地は、都市基盤が整っているほか、地区計画による良好な住環境が保たれています。社会経済情勢や住民ニーズの変化に対応し、引き続き住環境の保全を図ります。」に修正します。 p.57「(6)安全・安心のまちづくり」については、ご意見のとおり修正します。
89	p.58	図面で不要な黄緑色線を削除するべきである。	ご意見のとおり修正します。
90	p.59	「■西部南地域の現況」について ・「法規制」の道路の記載順序は、旧国道沿道が中心で、県道鴻巣川島線は後にすべきではないか。 ・「土地利用」に、「伊草は古くからの市街地・集落地であること」と「旧国道254号沿道に複数の店舗が立地していること」を記載してはどうか。 ・「市街地整備」で伊草地区の地区計画が市街地調整区域にあることを示すべきである。	ご意見のとおり修正します。
91	p.60	「土地利用と市街地整備」で、「■新たな住宅地開発」の後に「■国道254号西側沿道開発」が来るべきであり、カインズあたりと伊草地区地区計画区域は、市街地調整区域編入を目指すことを記載すべきではないか。	当該項目は、生活環境の保全を目標に掲げている地区のため、順序は原案のとおりとします。なお、「国道254号西側沿道開発にあたっては」は「伊草地区地区計画区域は」に修正します。 産業系12号(上伊草、中山地区)および伊草地区地区計画区域が含まれる「川島インターチェンジ周辺開発地域」については、p.44の④にて「秩序ある都市的土地利用を推進」と述べているため、原案のとおりとします。
92	p.61	「高台整備」とあるが、避難タワーなのか高台避難場所のことなのか、あるいはスーパー堤防等面的な整備なのかを記載すべきである。。	高台整備に関しては、西部南地区と東部地区に記述があります。整備構想が策定されている東部地域については、「盛土による高台整備」と修正します。一方で、西部南地域については、整備構想の策定までに至っていないため、原案のとおりとします。
93	p.62	「三島地区」が他の地域にあるにも関わらず、強調され過ぎているのではないか。 「産業系12号(カインズあたり)」を示すべきある。	三島地区については、表現の強弱を調整します。 産業系12号の図示については、当該図面は土地利用や拠点づくりの方向性を示しているものであり、開発手法である都市計画法第34条11号・12号区域の記載はそぐわないと考えるため、原案のとおりとします。

94	p.63	<p>都市計画法34条11号に基づく区域指定がされている「旧役場周辺」「つばさ南小学校周辺」「出丸公民館周辺」「つばさ北小学校周辺」「小見野公民館周辺」において、新住宅の立地を許容することで、地域コミュニティの活力維持を図ることを記載すべきである。</p> <p>国道254号沿いの地域において、「広域交通の利便性が高い川島インターチェンジ周辺と連携し、計画的な都市的土地利用への転換を目指すこと」、「優良農地（農業振興地域内の農用地区域）が広がっていることから、都市と農業が調和したまちづくりに努めること」を記載すべきである。</p>	<p>都市計画法第34条11号が指定されている区域を含め「特にコミュニティの活力維持が必要と考えられる地区」と記載しているため、原案のとおりとします。</p> <p>国道254号沿いの地域に関する記載については、ご意見のとおり修正します。</p>
95	p.66	<p>図面に34条11号、12号の名称を入れるべきである。</p>	<p>当該図面は土地利用や拠点づくりの方向性を示しているものであり、開発手法である都市計画法第34条11号・12号区域の記載はそぐわないと考えるため、原案のとおりとします。</p>
96	p.67	<p>「(2) 町民主体のまちづくりの支援」で、「都市計画提案制度の推進」について追記するとともに、参考資料として「都市計画提案制度」の説明を掲載してはどうか。</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p>
97	p.69	<p>「都市計画法による都市計画一覧表」を掲載してはどうか。</p> <p>「法34条11号12号に関する町の状況」を示してはどうか。</p>	<p>ご意見いただいた内容は、本町の都市計画の体系を示す上で重要な情報ですが、本計画は町民の方々と本町のまちづくりの方向性や考え方を広く共有し、様々な主体の連携を促すことが大きな役割となります。そのため、専門的な内容は最低限の記載とし、コンパクトで理解しやすい計画書としたいと考えているため、原案のとおりとします。</p>